

---

第2次  
大口町地球温暖化対策  
実行計画(事務事業編)  
～大口町エコチャレンジ・プラン～  
(改訂版)

---

令和 6 年 4 月

大 口 町

## 目次

<b>第 1 章</b>	<b>背景</b> .....	1
1-1	地球温暖化問題に関する国内外の動向 .....	1
<b>第 2 章</b>	<b>計画改訂の趣旨</b> .....	4
2-1	これまでの策定、改定の経緯 .....	4
2-2	第 2 次計画策定後の動き .....	4
2-3	第 2 次計画の取組の実施状況及び目標達成状況 .....	5
2-4	計画改訂の方針 .....	6
<b>第 3 章</b>	<b>計画の基本事項</b> .....	7
3-1	目的 .....	7
3-2	計画期間、見直し予定時期 .....	7
3-3	対象範囲 .....	7
3-4	対象とする温室効果ガス .....	7
3-5	上位計画や関連計画との位置付け .....	7
<b>第 4 章</b>	<b>温室効果ガス排出量の目標</b> .....	9
4-1	目標及び基準年度 .....	9
<b>第 5 章</b>	<b>取組内容</b> .....	10
5-1	取組の基本方針 .....	10
5-2	具体的な取組内容 .....	10
<b>第 6 章</b>	<b>事務事業編の進捗管理の仕組み</b> .....	13
6-1	推進体制 .....	13
6-2	点検・評価・見直し方法 .....	14
6-3	公表の体制及び手続方法 .....	16

## 第1章 背景

### 1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

「地球温暖化」とは、人間の産業活動等により排出される二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの増加により、地球の平均気温が上昇することです。近年の急激な気温の上昇に伴い、海水面の上昇、異常気象の増加及び生態系への影響等が懸念されており、日本国内だけでなく世界中での対応が求められています。

#### （1）海外の地球温暖化対策に係る動き

2015年（平成27年）11月～12月にフランスのパリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、全ての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月には「パリ協定」が発効されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。2017年（平成29年）11月には、気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)において「パリ協定」の実施指針作成に向けた合意文書等が採択されました。

#### （2）国の政策動向

国は、2016年（平成28年）11月にパリ協定に批准し、温室効果ガスを2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26%削減するとの目標を掲げましたが、世界的な脱炭素化の流れが進む中、2020年（令和2年）10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、この実現に向け、2021年（令和3年）6月に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）を改正したほか、2021年（令和3年）10月に「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」等を改定し2016年（平成28年）の削減目標や再生可能エネルギーの構成割合を引き上げ、2030年度（令和12年度）において2013年度比で温室効果ガスを46%削減するという目標を掲げ、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現を目指して更なる対策に着手しました。

#### （3）愛知県の政策動向

愛知県では、2018年（平成30年）2月に、当時の国の目標と整合する形で「2030年度（令和12年度）の温室効果ガス総排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減」する目標を掲げた「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、その達成に向けて施策を総合的かつ計画的に進めてきましたが、国のカーボンニュートラル宣言や2030年度（令和12年度）の削減目標の引き上げ、法改正、産業・経済界の動向など、戦略策定時から

前提とする状況が大きく変わったことから、2022年（令和4年）12月に戦略を改定し、「カーボンニュートラルあいち」の実現に向けて施策・取組を推進していくこととしました。

#### （4）大口町のこれまでの取組

大口町では、2016年（平成28年）3月に「第1次大口町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「第1次計画」という。)及び「大口町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進してきましたが、2016年度（平成28年度）の「パリ協定」及び「地球温暖化対策計画」の閣議決定を踏まえ、第1次計画を改定し、2018年（平成30年）4月には「第2次大口町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「第2次計画」という。)を策定したうえで、役場や保育園等の公共施設における緑のカーテンの設置による省エネルギー対策の推進、クールビズ等、地球温暖化防止に向けた取組を行ってきました。

2012年 (平成24年)2月	あいち地球温暖化防止戦略2020(愛知県)	2020年度(令和2年度)に温室効果ガス排出量を1990年度(平成2年度)比で15%削減することを目指す
2015年 (平成27年)7月	日本の約束草案(日本)	2030年度(令和12年度)までに温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で26%削減することを目指す
2015年 (平成27年) 12月	パリ協定(国際条約)採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やすと大量のCO<sub>2</sub>を排出する化石燃料から、CO<sub>2</sub>をほとんど排出しない自然エネルギーに転換することにより、エネルギー利用による世界の温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指す</li> <li>2005年(平成17年)に発効した京都議定書に続く温暖化対策の国際合意で、先進国に加え、途上国が温暖化ガス排出抑制に取り組む枠組みは初めてとなる</li> </ul>
2016年 (平成28年)3月	大口町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)	<p>「あいち地球温暖化防止戦略2020」(愛知県)の削減目標と同じ目標を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年度(令和2年度)に温室効果ガス排出量を1990年度(平成2年度)比15%減</li> <li>役場等の事務事業である業務部門では、2020年度(令和2年度)に温室効果ガス排出量を1990年度(平成2年度)比15%削減</li> </ul>

2016年 (平成28年)5月	地球温暖化対策計画 (日本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務その他部門」2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で4割削減することを目指す</li> <li>・2050年度（令和30年度）までに温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で80%削減することを目指す</li> </ul>
2016年 (平成28年) 11月	パリ協定（国際条約） 発効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年（平成27年）12月に採択されたパリ協定が発効されたことにより、世界が一丸となって地球温暖化対策に取り組むこととなった</li> </ul>
2018年 (平成30年)2月	あいち地球温暖化防止戦略2030を策定	2030年度（令和12年度）において2013年度（平成25年度）比で温室効果ガスの削減目標を26%削減することを目指す
2018年 (平成30年)4月	大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2013年度（平成25年度）比で 短期 2020年度（令和2年度）に15%削減 中期 2025年度（令和7年度）に25%削減 長期 2030年度（令和12年度）に40%削減 目標とした
2020年 (令和2年)10月	カーボンニュートラル宣言（日本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするというもので、排出せざるをえなかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロを目指す。2050年までに「カーボンニュートラル」を目指す</li> </ul>
2021年 (令和3年)6月	地球温暖化対策推進法を改正（日本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2030年度（令和12年度）において2013年度（平成25年度）比で温室効果ガスの削減目標を26%から46%に引き上げ2050年カーボンニュートラルの実現を目指す</li> </ul>
2021年 (令和3年)10月	「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」を改定	
2022年 (令和4年)12月	あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版） 「カーボンニュートラルあいちの実現に向けて」を策定（愛知県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すという長期目標の下、その途上である2030年度（令和12年度）を目標年度として、本県の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減を目指す</li> </ul>

## 第2章 計画改訂の趣旨

### 2-1 これまでの策定、改定の経緯

大口町では、地球温暖化対策推進法に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、2016年（平成28年）3月に第1次計画を策定しました。

また、2018年（平成30年）4月には、基準年度を2013年（平成25年度）とし、計画期間は2018年度（平成30年度）から2030年度（令和12年度）までとした第2次計画を策定し、温室効果ガス排出量を削減する取組を推進してきました。

### 2-2 第2次計画策定後の動き

#### （1）国の動き

大口町が第2次計画を策定した後、国は、2020年（令和2年）10月に「2050年カーボンニュートラル」宣言をしました。その後、2021年（令和3年）6月に地球温暖化対策推進法を改正したほか、同年10月に「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」等を改定し、2030年度（令和12年度）において2013年度比で温室効果ガスを46%削減するという目標を掲げ、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現を目指して更なる対策に着手しました。

#### （2）愛知県の動き

愛知県は、国のカーボンニュートラル宣言や2030年度の削減目標の引き上げ、法改正、産業・経済界の動向など、戦略策定時から前提とする状況が大きく変わったことから、2022年（令和4年）12月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を改定し、2030年度（令和12年度）において2013年度（平成25年度）比で温室効果ガスを46%削減するという目標を掲げた「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定し、カーボンニュートラルの実現に資する施策を推進することとしました。

### 2-3 第2次計画の取組の実施状況及び目標達成状況

2013年度（平成25年度）を基準年度とし、2020年度（令和2年度）に15%削減、2025年度（令和7年度）に25%削減、2030年度（令和12年度）に40%削減を目標に掲げた第2次計画策定後の温室効果ガス排出量をみると、2020年度（令和2年度）には、基準年度比で35.5%削減となっており目標を達成しています。また、2022年度（令和4年度）は、35.0%削減となっており2025年度（令和7年度）の削減目標である25%削減も達成している状況です。

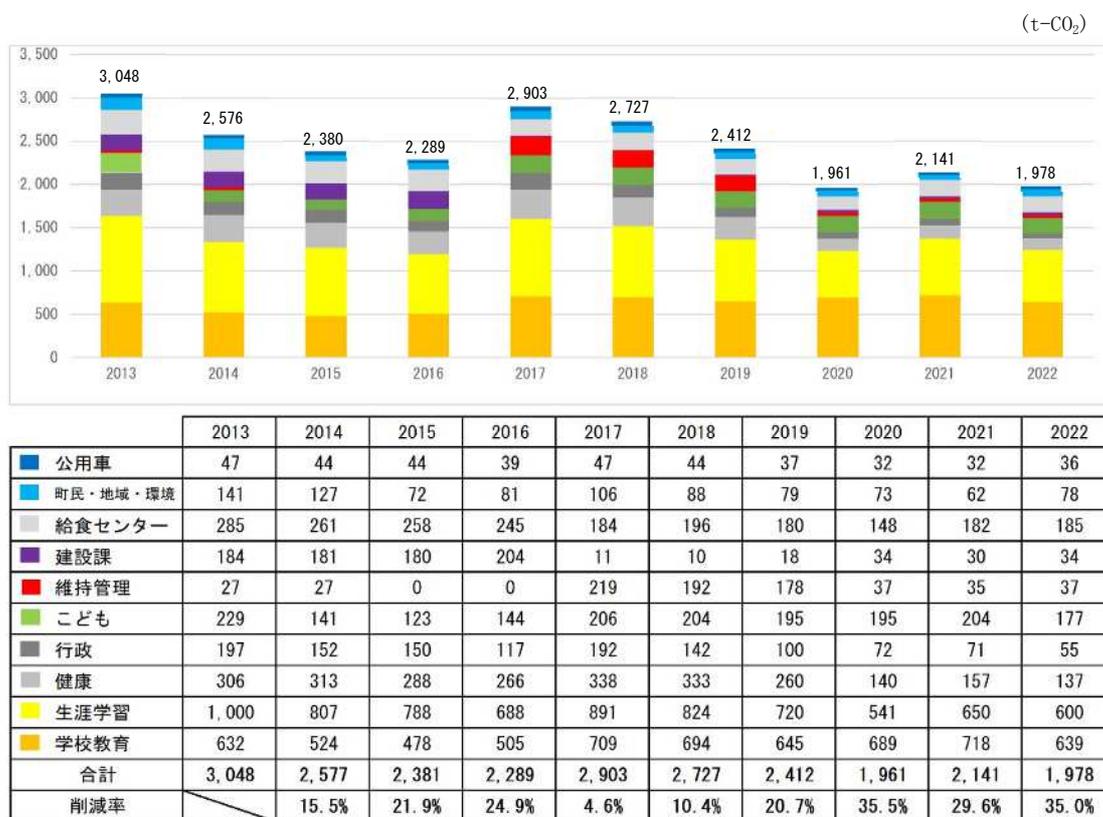


図-1 組織区分毎のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

2015年度（平成27年度）には、本庁舎（行政課）及び中央公民館（生涯学習課）に、それぞれ太陽光発電と蓄電池を設置したことにより翌年度のCO<sub>2</sub>排出量は減少しています。また、同年度には、北保育園（こども課）にも太陽光発電や蓄電池、LED照明を設置しましたが施設の改築に伴う設置であり、工事中は仮設園舎で施設規模が小さかったこと、また、改築後は施設規模が大きくなったためCO<sub>2</sub>排出量は増加しています。

2016年度（平成28年度）には、健康文化センター（健康課）に太陽光発電と蓄電池を設置しましたが翌年度のCO<sub>2</sub>排出量は増加しています。これは、2市3町（小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町・豊山町）による電力共同調達により、2017年度（平成29年度）から温室効果ガス排出係数の高い電力供給事業者から供給を受けたことが主な要因です。

また、2017年度（平成29年度）には、地域における防犯灯（町民安全課）をLED化し、2018年度（平成30年度）には、本庁舎（行政課）のLED照明と個別空調化を図ったため、それぞれ翌年度のCO<sub>2</sub>排出量は減少しています。

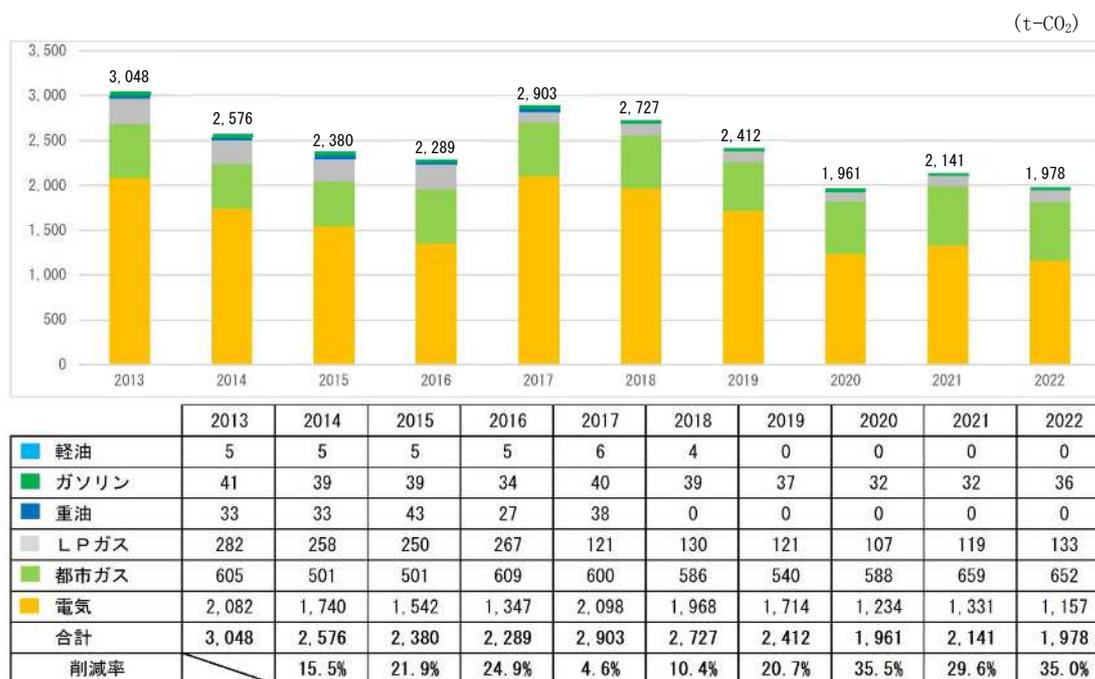


図-2 エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量（エネルギー種別）

電気は、電力供給事業者により温室効果ガス排出係数が異なることからCO<sub>2</sub>排出量に大きな影響を与えます。本町では、2016年度（平成28年度）、2017年度（平成29年度）及び2020年度（令和2年度）のタイミングで2市3町による電力共同調達により電力供給事業者を変更しています。

また、2018年度（平成30年度）には、本庁舎の個別空調化を図ったため重油が皆減となり、2019年度（令和元年度）には、公用バスを廃止したことにより軽油が皆減となっています。

## 2-4 計画改訂の方針

第2次計画では、2013年度（平成25年度）比で、2025年度（令和7年度）25%削減、2030年度（令和12年度）40%削減という目標を掲げたところですが、国や県と整合を図るため、計画期間の中間年度にあたる今回、目標等の見直しを行います。

なお、見直しに際しては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和4年3月、環境省）（以下、「環境省マニュアル」とします。）に基づき、電力の排出係数は当該年度の排出係数を用いることとしています。

## 第3章 計画の基本事項

### 3-1 目的

大口町では、地球温暖化対策推進法に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、第2次計画を5年ごとに見直し（改訂し）、取組を推進していきます。

地球温暖化対策推進法第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする。

### 3-2 計画期間、見直し予定時期

2018年度（平成30年度）から2030年度（令和12年度）を計画期間とし、第2次計画の基準年度は2013年度（平成25年度）とします。また、今回の改訂から5年後にあたる2028年度（令和10年度）に計画の見直し（改訂）を行います。

### 3-3 対象範囲

第2次計画の対象範囲は、大口町の全ての事務事業の執行に関するものとします。

### 3-4 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められている温室効果ガス（7種類）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象として取組を推進していきます。

### 3-5 上位計画や関連計画との位置付け

第2次計画は、「第7次 大口町総合計画」（平成28年5月）を上位計画とし、地球温暖化対策推進法及び「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）に基づき策定しています。また、「あいち地球温暖化防止戦略2030」（令和4年3月、愛知県）、「大口町公共施設等総合管理計画」（令和6年3月改訂）、「丹羽広域事務組合地域水道ビジョン」（令和6年3月改訂、丹羽広域事務組合）等と連携・整合を図ります。

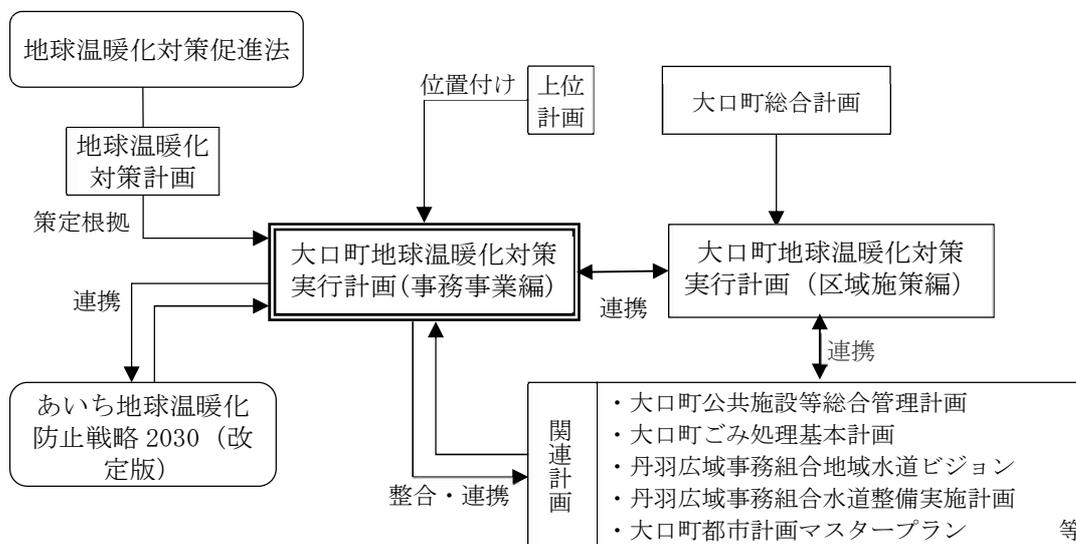


図-3 大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ

表-1 第2次計画と関連する本町の計画等

計画名称	整合・連携の視点
大口町公共施設等総合管理計画	公共施設の統廃合などの将来計画について整合を図り、本計画の目標設定に反映した。
大口町ごみ処理基本計画	ごみ処理量などの将来計画について整合を図った。
丹羽広域事務組合地域水道ビジョン	水道整備の方針等を踏まえ本計画を策定した。
丹羽広域事務組合水道整備実施計画	水道整備の方針等を踏まえ本計画を策定した。
大口町都市計画マスタープラン	交通施策や都市整備に関する方針等を踏まえ本計画を策定した。

## 第4章 温室効果ガス排出量の目標

### 4-1 目標及び基準年度

温室効果ガス排出量の目標は、国の地球温暖化対策計画における目標「役場等の事務事業である業務部門では、2030年度（令和12年度）に温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比40%削減」でしたが、2020年に国が「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、また、県もカーボンニュートラル実現のため「あいち地球温暖化防止戦略2030」を改定し、温室効果ガスを46%削減する目標値に引き上げたため、本町では、国や県の目標値と整合を図り40%削減から46%削減に目標値を引き上げます。

なお、基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて2013年度（平成25年度）とします。

#### （1）削減目標

2013年度（平成25年度）比で

短期 2020年度（令和2年度）に 15%削減

中期 2025年度（令和7年度）に 25%削減

長期 2030年度（令和12年度）に **46%削減**

#### （2）削減量と削減率の状況

公共施設の設備更新や運用改善等に伴う削減を行った結果、短期目標の2020年度（令和2年度）には、削減目標値を達成しており、2025年度（令和7年度）の削減目標値も達成している状況です。長期の2030年度（令和12年度）の削減目標値を達成するには更に11.0%の削減が必要となります。

表-2 削減量と各取組の削減率

(t-CO<sub>2</sub>)

区分		基準年度 (2013年度)	短期 (実績値) (2020年度)	(実績値) 2022年度	長期 (目標年度) (2030年度)
排出量	軽油	5	0	0	0
	ガソリン	41	32	36	22
	重油	33	0	0	0
	LPガス	282	107	133	122
	都市ガス	605	588	652	378
	電気	2,082	1,234	1,157	1,124
	計	3,048	1,961	1,978	1,646
削減率 (%)		—	35.5%	35.0%	46.0%

## 第5章 取組内容

### 5-1 取組の基本方針

大口市では、温室効果ガス排出量を削減していくために、職員の当事者意識を明確にするために、全職員共通に取り組む事項と、特に庁舎・施設管理所属職員が設備の維持管理や公共施設の統廃合において取り組む事項に分類し、取組内容を示します。

### 5-2 具体的な取組内容

#### （1）職員共通の取組

第2次計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であるため、次に示す日常業務に関する取組を励行します。

表-3 日常業務に関する取組(1/2)

分類	具体的な取組内容
電気の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓側など消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、不要な照明を消します。</li> <li>・使用していないOA機器は節電モードの活用又は電源を切ります。</li> <li>・退庁時は、OA機器の主電源を切ります。</li> <li>・最終退庁者は、照明及びOA機器等のスイッチオフを確認します。</li> <li>・電気機器を長時間使用しないときは、コンセントを抜きます。</li> <li>・湯沸かし後の保温は魔法瓶等を活用する等、多電力消費機器の使用を控えます。</li> <li>・庁内LANの活用により周辺機器の共有化を図ります。</li> <li>・利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止します。</li> <li>・節電と健康のため、職員は階段の利用に努め、エレベーターは体調不良・荷物の積み降ろしのための利用とします。</li> </ul>
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な物品等の購入をし、包装の簡素化を依頼します。</li> <li>・使い捨て商品の購入・使用を抑制し、詰め替え商品の購入・使用を促進します。</li> <li>・再生紙が使用されている製品を選択します。（ノート・付箋紙等）</li> <li>・再生できる製品、エコマーク等のついた製品を選択します。</li> <li>・電気製品を購入・更新する際は、適正規模のものを選択し、エネルギー消費効率の高い製品を選択します。</li> <li>・エネルギー消費の少ない自動販売機へ更新します。</li> </ul>

表-3 日常業務に関する取組(2/2)

分類	具体的な取組内容
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙配合率の高い製品を選択します。(コピー用紙等)</li> <li>・印刷物の発注時には再生紙を指定します。</li> <li>・ファックス送信票を省略する、両面コピーを徹底する等、使用する用紙を最小限にします。</li> <li>・ミスコピーを減らすように努め、ミスコピー用紙は裏紙として活用します。</li> <li>・用紙の再資源化を徹底します。</li> <li>・各種資料は庁内 LAN の活用、パソコン・プロジェクターの使用等により用紙使用量の削減に努めます。</li> <li>・会議資料などの部分修正は、差替えではなく、見え消しや言葉で修正します。</li> <li>・事前配布資料は、再配布を自粛します。</li> <li>・会議などにおいては、封筒を使用しません。</li> <li>・印刷物の残数把握をして印刷部数を減らします。</li> <li>・資料の A4 判化など規格の統一化を図ります。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車は、合理的な走行ルートを選択、不要な積載物は載せない等、環境負荷の少ない経済運転を徹底します。</li> <li>・業務等で同一方向に移動する場合は、相乗りなどにより公用車の効率的利用を図ります。</li> <li>・近くへの移動は、徒歩・自転車の利用を心掛けます。</li> <li>・電気自動車やハイブリッド車等、クリーンエネルギー自動車や低燃費車の導入を推進します。</li> </ul>
資源化・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内で情報交換を図り、使わない物品の再利用に努め、ごみの排出を抑制します。</li> <li>・割り箸・紙コップ等の使用を自粛します。</li> <li>・物品等の再利用を行います。(事務用品、容器・包装等)</li> <li>・ごみの分別を徹底し、資源化を促進します。</li> <li>・古紙や裏紙の回収用ボックスを設けます。</li> </ul>
水利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときにはこまめに水を止めます。</li> <li>・利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行います。</li> <li>・公用車の洗車時は、バケツなどを利用して、節水に努めます。</li> <li>・月に1度はメーターを確認して漏水の有無を確認します。</li> <li>・水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選びます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・COOL CHOICE を意識し、啓発や環境イベント等に積極的に参加します。</li> <li>・クールビズ、ウォームビズを推進します。</li> <li>・6月21日夏至の日にブラックイルミネーション、7月7日七夕の日のクールアース・デー、その他環境省が唱える一斉消灯に協力します。</li> <li>・消灯時には庁内放送し、取組の啓発及び来庁者へのPRを図ります。</li> </ul>

## （２）庁舎・施設管理所属職員等の取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、COOL CHOICE を意識し、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い換えるだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、効果を得られるよう庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

表-4 庁舎・施設管理所属職員等の取組

分類	具体的な取組内容	
庁舎等の 保守・管理	公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤ空気圧点検、運転日報の記録等の車両整備・管理を適切に行います。</li> <li>・電気自動車やハイブリッド車など、低公害車への切り替えを促進します。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の長寿命化を図るようにします。</li> <li>・各施設の電気、燃料及び水道等の使用量を定期的にチェックします。</li> <li>・エアコンのフィルタ等を定期的に点検・清掃し、性能が低下しないよう努めます。</li> <li>・利用頻度の少ない照明器具は電球の間引きをします。</li> <li>・利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止します。</li> </ul>
庁舎等の設 備・機器の運 用改善	設備・機器等 の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車やハイブリッド車等、クリーンエネルギー自動車や低燃費車の導入を推進します。</li> <li>・省エネタイプの照明器具、省資源設備など環境負荷の少ない機器の導入を推進します。</li> <li>・ヒートポンプなどエネルギー効率の高い設備の導入を推進します。</li> <li>・用途に見合った適正規模の機器を選択します。</li> <li>・蛇口には、節水コマの取り付けなど節水機能を備えます。</li> <li>・公共施設に遮熱フィルムの貼付を推進します。</li> <li>・変圧器の老朽化に伴い損失の少ない機器に更新を推進します。</li> <li>・人感センサーの導入を推進します。</li> <li>・建物の規模等に適した高効率空調システムへの更新を推進します。</li> </ul>
	施設の改修、 更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱性能の高い材料を使用します。</li> <li>・環境負荷の低い材料の使用に努めます。</li> <li>・公共施設の改修・建設等、その他公共事業においては、環境配慮型建設機械を導入する等、環境負荷の低減に努めます。</li> <li>・公共施設の周辺の緑化、壁面緑化（緑のカーテン）・屋上緑化を推進します。</li> <li>・南～西側の窓は遮光効果の高い窓に更新を推進します。</li> <li>・エネルギー管理システム（BEMS）の導入を推進します。</li> <li>・建物の老朽化に伴い適切な規模・要件の熱源や給湯システムに更新を推進します。</li> </ul>
庁舎等の設 備・機器の導 入、更新	燃料の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房時の室温管理を徹底します。</li> <li>・ブラインド、カーテン、遮熱・遮光フィルム等の適切な使用により冷暖房負荷を軽減します。</li> </ul>
再生可能エ ネルギー	再生可能エ ネルギーの 導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光などの新エネルギー導入を推進します。</li> </ul>

## 第6章 事務事業編の進捗管理の仕組み

### 6-1 推進体制

第2次計画は、庁内の全ての部署が連携して取り組む必要があります。推進体制は図-4に、各主体別の役割を表-5に示すとおりとし、事務局を中心に庁内の全ての部署が実施し、その取組状況については外部審査委員による第三者のチェック機能を持たせた実行体制とします。

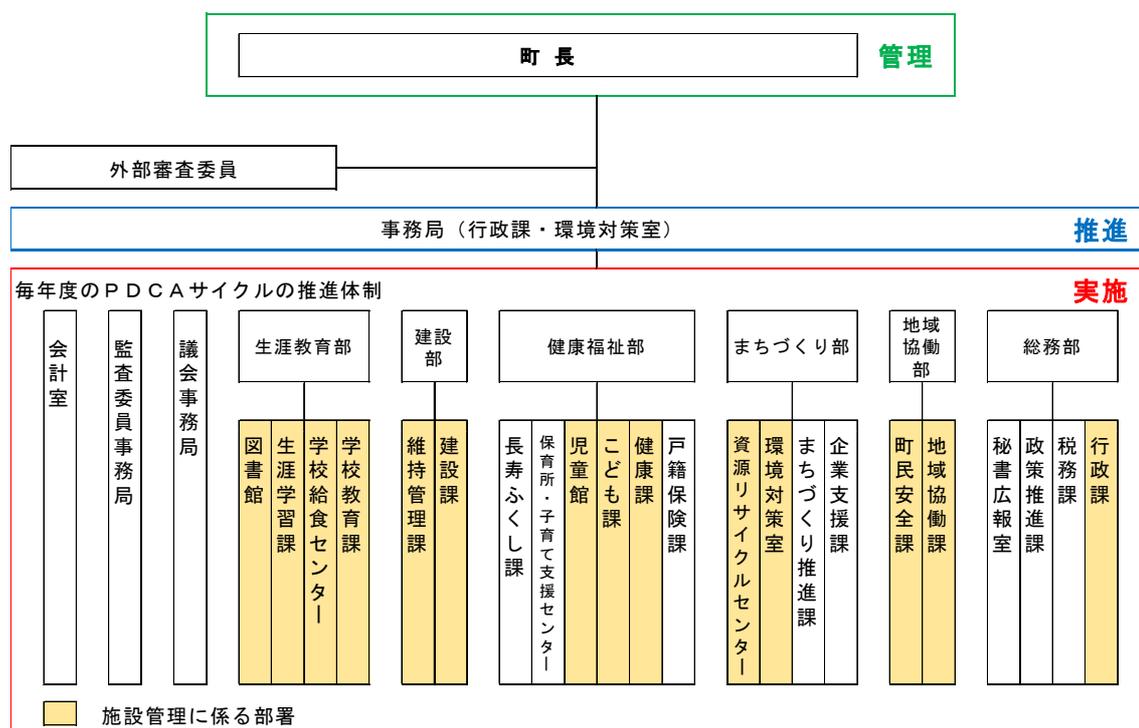


図-4 第2次計画の推進体制

表-5 各主体とその主な役割

各主体	主な役割
町長	第2次計画の管理・総指揮をとります。
外部審査委員	第2次計画の実施状況の毎年のモニタリング結果のチェック・評価を行い、町長に報告します。
事務局	事務局は、庁内の職員へ計画の内容や具体的な取組内容について周知と推進を図るとともに、定期的の実施状況を把握し、とりまとめ、町長に報告します。
各部署	各部署で、地球温暖化対策の具体的な取組みを推進し、定期的の実施状況を事務局に報告します。

## 6-2 点検・評価・見直し方法

第2次計画で定めた取組を着実に実施し、実効性の高い計画としていくために、進行管理は図-5に示すPLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（点検）、ACTION（見直し）のPDCAサイクルに基づき、実施していきます。

### （1）点検・評価・見直しの実施

庁内の取組状況について、毎年度の温室効果ガス排出量の把握を行い、第2次計画の取組内容の点検し、効果の把握に努めます。温室効果ガス排出量及び取組の実施状況などは、外部審査委員に報告し、取組みの見直し等について協議を行います。

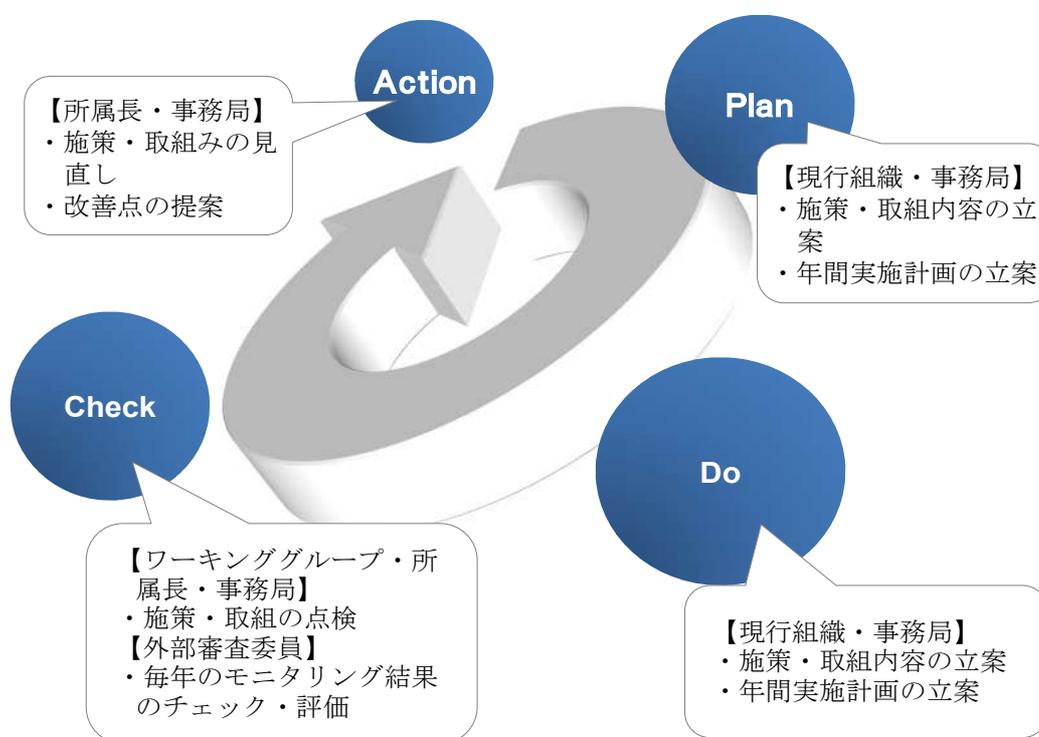


図-5 PDCA サイクル

（２）年間の実施計画

実行計画（事務事業編）の実施は、1年単位でエネルギー使用量の状況把握や取組状況の把握を行い、評価及び見直しを実施し、外部審査委員による第三者チェックを受けることとします。

また、職員の異動等に対応するため、毎年実行計画（事務事業編）の内容に係る研修会を実施する等、カーボン・マネジメントの強化のための取組を行います。これらの取組の実施スケジュール及び各主体の役割分担を表-6に示します。

表-6 実施スケジュール及び役割分担

実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事務局	所属長	全職員	（ワーキンググループ） 施策推進会議	外部審査委員	
Plan （計画）	省エネ対策の策定													○	○		○		
Do （実行）	取り組みの実施															○			
	取り組みの推進													○	○		○		
	職員研修等													○		○			
Check （点検）	エネルギー使用量の確認													○	○				
	取り組みの点検													○	○			○	
	取りまとめ	前年度分						前期分							○	○		○	
	評価													○	○		○	○	
Action （見直し）	計画の見直し改善													○	○		○		
	公表													○					

（３）中長期的な計画の点検・評価及び見直し

実施した取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直すなど、PDCAサイクルを基本に、5年ごとの計画見直しを予定します。また、計画を取り巻く情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

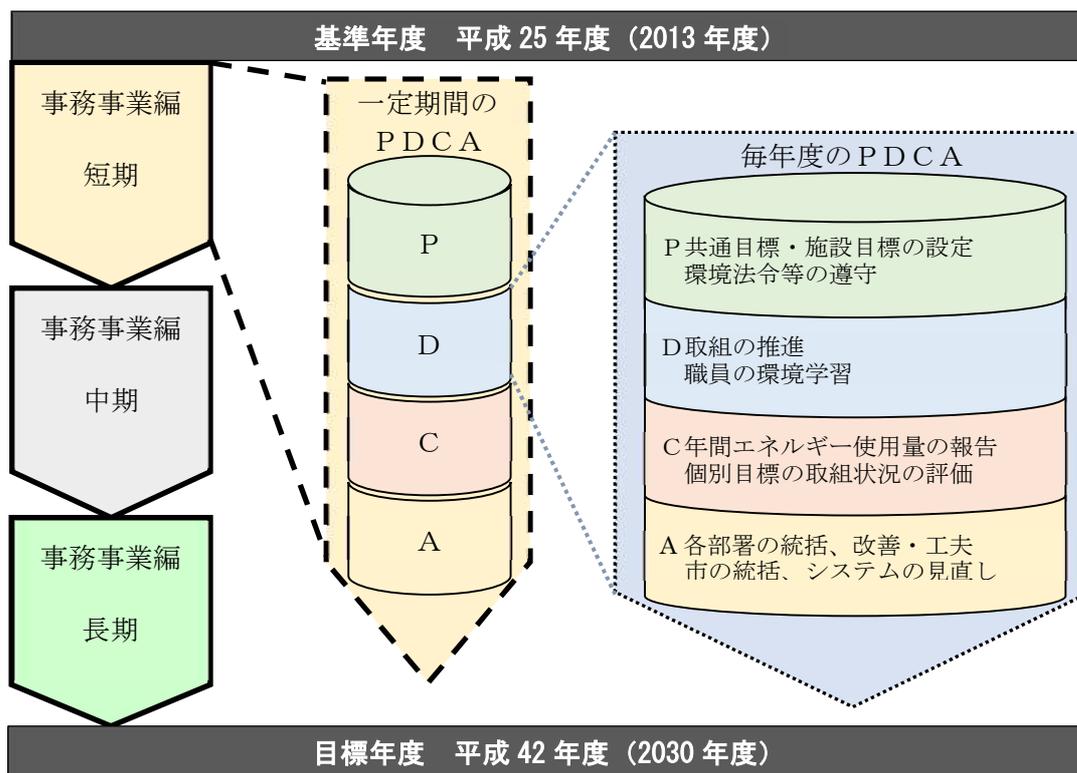


図-6 目標年度までの多層的な PDCA サイクル

### 6-3 公表の体制及び手続方法

点検・評価結果については、庁内の各部署に職員向けポータルサイトなどで周知するほか、町の広報やホームページ等を通じ、町内の町民・事業者の模範となるよう、広く公表します。そのほか、町や愛知県の実行計画に関する取組を広く紹介するなどして、周辺への波及効果に資することとします。

以上